

○警察庁告示第三号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
第三条の二第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設
の区域並びに当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和八年七月二十八日

警察庁長官 楠 芳伸

平和公園

期間	対象特別要人所在 施設の所在地
令和八年八月八日から同月九日まで	長崎県長崎市
	松山町九番

対象特別要人所在 施設の区域	対象特別要人所在 施設に係る対象施設 周辺地域
長崎県長崎市	長崎県長崎市
松山町九番（次の図面に示す部分に限る。）	油木町（次の図面に示す部分に限る。）、岩川町、岩見町（次の図面に示す部分に限る。）、上野町、江平一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、江里町、扇町（次の図面に示す部分に限る。）、大橋町、岡町及び川口町、小峰町、坂本一丁目から三丁目まで及び清水町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、城栄町、城山町、高尾町（次の図面に示す部分に限る。）、竹の久保町、橋口町、浜口町、平野町、富士見町、文教町（次の図面に示す部分に限る。）、平和町、宝栄町、松山町、三芳町（次の図面に示す部分に限る。）、本尾町及び本原町並びに茂里町、若草町及び若葉町（いずれも次の図面に示す部

分に限る。）

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び長崎県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二 側端の一方のみがこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

[